第３節　資本勘定
第１　資本の意義
　地方公営企業の資本とは、地方公営企業の業務を確実に実施するために拠出された財産的基礎及びその業務に関連し発生した剰余金から構成されるものであって、資産の額から負債の額を控除した額に相当するものをいう。
第２　資本勘定の区分
１　資本勘定は、次に掲げる項目に区分する（令第15条第１項）。
⑴　資本金
⑵　剰余金
２　剰余金は、次に掲げる項目に区分し、各項目は、適当な項目に細分しなければならない（令第15条第１項、規則第６条第１項）。
⑴　資本剰余金
⑵　利益剰余金
３　資本剰余金及び利益剰余金に属する剰余金は、次のとおりである（規則第６条第２項及び第３項）。
⑴　資本剰余金
①　再評価積立金
②　受贈財産評価額
③　寄附金（非償却資産（償却資産以外の固定資産をいう。以下同じ。）の取得又は改良に充てるためのものに限る。）
④　その他の剰余金であって、資本剰余金に属する剰余金とすべきもの
⑵　利益剰余金
①　積立金
②　未処分利益剰余金
４　剰余金の各項目は、当該項目に係る剰余金を示す適当な名称を付さなければならない（規則第６条第４項）。
第４節　負債勘定
第１　負債の意義
　地方公営企業の負債とは、過去の取引又は事象に起因する現在の義務であって、その履行が地方公営企業に対して、将来、サービスの提供又は経済的便益の減少を生じさせるものをいい、法律上の債務に限定されるものではない。
第２　負債勘定の区分
１　負債勘定は、次に掲げる項目に区分し、各項目は、適当な項目に細分しなければならない（令第15条第２項、規則第７条第１項）。
⑴　固定負債
⑵　流動負債
⑶　繰延収益
２　固定負債及び流動負債に属する負債は、次のとおりである（規則第７条第２項及び第３項）。
⑴　固定負債
①　建設若しくは改良に要する経費又は地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）第12条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費（以下「建設改良費等」という。）の財源に充てるために起こした企業債（１年内に償還期限の到来するものを除く。②において同じ。）
②　①以外の企業債
③　建設改良費等の財源に充てるためにした一般会計又は他の特別会計からの長期借入金（１年内に返済期限の到来するものを除く。④において同じ。）
④　③以外の一般会計又は他の特別会計からの長期借入金
⑤　引当金（資産に係る引当金及び⑵⑪に掲げる引当金を除く。）
⑥　ファイナンス・リース取引におけるリース債務であって、⑵⑫に掲げるもの以外のもの
⑦　その他の負債であって、流動負債又は繰延収益に属しないもの
⑵　流動負債
①　一時借入金
②　建設改良費等の財源に充てるために起こした企業債（１年内に償還期限の到来するものに限る。③において同じ。）
③　②以外の企業債
④　建設改良費等の財源に充てるためにした一般会計又は他の特別会計からの長期借入金（１年内に返済期限の到来するものに限る。⑤において同じ。）
⑤　④以外の一般会計又は他の特別会計からの長期借入金
⑥　未払金（地方公営企業の通常の業務活動において発生した未払金をいう。）
⑦　地方公営企業の通常の業務活動に関連して発生した未払金又は預り金であって、一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの
⑧　未払費用で１年内に対価の支払をすべきもの
⑨　前受金（受注品等に対する前受金をいい、工事負担金等を除く。）
⑩　前受収益で１年内に収益となるべきもの
⑪　引当金（資産に係る引当金及び１年内に使用されないと認められるものを除く。）
⑫　ファイナンス・リース取引におけるリース債務であって、１年内に期限が到来するもの
⑬　その他の負債であって、１年内に支払われ、又は返済されると認められるもの
３　繰延収益に属する負債は、償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するもの（以下「補助金等」という。）の交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額、及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金の額であり、長期前受金勘定をもって整理する（令第26条第１項、規則第７条第４項、第21条第１項及び第３項）。
４　非償却資産の取得又は改良に充てるための補助金等の交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額、及び非償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金の額は、資本剰余金に属する。
５　負債勘定の各項目は、当該項目に係る負債を示す適当な名称を付さなければならない（規則第７条第５項）。
第４章　資産に関する事項
第１節　資産の評価
第１　取得原価主義
１　資産については、原則としてその取得原価又は出資した金額をもって帳簿価額としなければならない（規則第８条第１項）。
２　取得原価とは、資産の取得又は製造等のために要した金額のことをいい、資産の種類や取得の形態に応じて算定方法が異なる。
３　有形固定資産の取得原価は、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含めて算定した金額とする。
４　譲与、贈与その他無償で取得した資産については、公正な評価額をもって取得原価とする（規則第８条第２項）。
第２　資産の評価
１　資産（たな卸資産及び満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券をいう。以下同じ。）以外の有価証券を除く。）であって、事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より著しく低いものであり、当該資産の時価がその時の帳簿価額まで回復すると認められるものを除いたものは、事業年度の末日において、帳簿価額として同日における時価を付し、強制評価減を行わなければならない（規則第８条第３項第１号）。
２　規則第８条第３項第１号の「その時の帳簿価額」とは、強制評価減をする直前の帳簿価額をいい、「時価がその時の帳簿価額より著しく低い」場合に当たるかどうかの判断は、時価が帳簿価額の50％程度に相当する額以下の額に低下しているか否かを基本とする。
３　償却資産の帳簿価額は、帳簿原価から既に行った減価償却累計額を控除した額とする（規則第８条第４項）。
４　償却資産について１又は第３の１に定める価格を帳簿価額とした場合には、当該償却資産の事業年度の末日における帳簿原価についても当該価格とされたものとする（規則第８条第５項）。